

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 採用した会計処理及び表示の原則

当法人は、「新会計基準」によって処理している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産については定額法による。

無形固定資産については定額法による。

(3) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当する事項はない。

(4) 引当金の計上基準

賞与引当金・・・当法人は決算日以後の最初に支給する賞与の支払に備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

2. 重要な会計方針変更、その理由及び影響額

「指導指針」から新会計基準による会計処理に移行。

3. 基本財産の増減内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	600,534,680	0	0	600,534,680
建物	204,408,383	0	11,438,974	192,969,409
構築物	350,954	0	87,738	263,216
車両運搬具	2,709,588	0	615,157	2,094,431
工具器具備品	11,411,091	0	3,184,594	8,226,497
無形固定資産	2,465,265	923,560	787,145	2,601,680
合計	821,879,961	923,560	16,113,608	806,689,913

4. 基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し、その理由及び金額

(1) 基本金の取崩額

該当する事項はない。

(2) 国庫補助金等の交付対象とされた固定資産の除却に伴う取崩額
0円

5. 担保に供されている資産の種類・金額及び担保する債務の種類・金額
該当はない。

6. 重要な後発事象
該当はない。

7. 継続事業の前提に関する注記
該当はない。

8. 法人で採用する退職給付制度
中小企業退職金共済

9. 法人が作成する計算関係書類と拠点区分・サービス区分等
当法人が作成する計算関係書類は以下のとおりとなっている。

(1) 法人全体の計算関係書類（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）

(2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）

※当法人では社会福祉事業に全ての拠点を含めるため、作成しない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）

※当法人では「爽爽荘」拠点区分に全ての拠点を含めるため、作成しない。

(4) 収益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）

※当法人では、収益事業を行っていないため、作成しない。

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

① 「爽爽荘」拠点区分

ア「社会福祉法人滄広会」

イ「特別養護老人ホーム爽爽荘」

10. 固定資産の取得金額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	740,113,811	547,144,402	192,969,409
構築物	8,773,855	8,510,639	263,216
車輛運搬具	6,030,661	3,936,230	2,094,431
器具及び備品	46,905,569	38,679,072	8,226,497
ソフトウェア	4,243,580	1,641,900	2,601,680
合計	806,067,476	599,912,243	206,155,233

11. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高及び債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高及び債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	21,479,780	0	21,479,780
未収補助金	0	0	0
合計	21,479,780	0	21,479,780

12. 満期保有債券の帳簿価格、評価損益等、
該当する事項はない。

13. 関連当事者との取引内容

関連当事者との取引内容は以下のとおりである。

(単位：円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引の金額	科目	期末残高
						役員 の業 務等	業務 上の 関係				

取引条件及び取引条件の決定方針等

該当する事項はない。

14. 重要な偶発債務
該当する事項はない。

15. その他必要な事項
該当する事項はない。